

重要事項説明書

本説明書は、ふるーる保育園川口二十三夜（以下「当園」という。）における特定地域型保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項について記したものです。

令和7年4月1日～

1 設置者

設置者の名称	株式会社アヴェニエール
代表者氏名	代表取締役 大熊 英樹
所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号
電話番号	050-5526-2448

2 目的及び運営方針、提供する保育等の内容

目的	保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とする。
運営方針	1 当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。 2 保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。 3 利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。 4 児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。
提供する保育等の内容	当園は、特定地域型保育事業の特性に留意し、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)特定地域型保育 (2)延長保育

3 当園の概要

名称	ふるーる保育園川口二十三夜
所在地	川口市芝7238
事業類型	小規模型事業所内保育所
電話番号	048-487-7667

認可年月日		令和２年４月１日		
管理者（園長）氏名		力石千晶		
利用定員		１６名		
内訳		０歳児	１歳児	２歳児
	地域枠	３名	５名	５名
	従業員枠	１名	１名	１名
自己評価の概要		当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施		
第三者評価の概要		当園が指定する外部評価機関に評価を５年ごとに依頼し実施に努める		
職員の研修実施状況		１ 当園が指定する人材育成セミナーに参加 ２ 川口市が実施する研修に参加		
嘱託医		佐野仁彦		
	病院名	さの小児科クリニック		
	電話番号	０４８－２６５－７６３８		
嘱託歯科医		今野順三		
	病院名	カムカムデンタルクリニック		
	電話番号	０４８－８７４－１８８３		

４ 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者（園長）	１名	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
保育士	５名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
保育支援者	１名	保育施設の清掃・食器等の洗浄・器具の消毒等
調理員	１名	給食調理業務
設置者（代表）	１名	保育園全体の運営管理責任者、法令遵守責任者

５ 開園日、開園時間及び休園日

開園日		月曜日から土曜日まで	
開園時間		７時３０分から１９時００分まで	
	保育標準時間		７時３０分から１８時３０分まで
	延長保育時間	朝	なし
		夕	１８時３０分から１９時００分まで
	保育短時間		９時００分から１７時００分まで
	延長保育時間	朝	７時３０分から９時００分まで
		夕	１７時００分から１９時００分まで

6 保育士及び保育従事者配置基準

0歳児	1歳児	2歳児	加配
3 : 1	5 : 1	6 : 1	1名

※上記の配置基準により算出された数の全保育従事者を保育士とする。

7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

8 施設の概要

敷地面積	343.83㎡
建物構造	木造
建築年次	2003年
建物面積	235.08㎡（うち、当園に係る部分78.13㎡）
保育室数及び面積	1室 46.3㎡
屋外遊戯場	敷地内 21.3㎡
設備概要	調理室、事務室（医務室兼用）、トイレ、洗面所
加入保険	傷害保険、施設賠償責任保険

9 （利用開始に関する事項）

- 1 当園の利用を希望する場合は、当分の間、川口市が定める様式及び方法により、川口市に申込みを行うものとする。又、従業員枠利用を希望する場合は、当分の間、居住する行政が定める様式を記載し、当園へ申し込みを行うものとする。
- 2 利用の申し込みを行った乳児又は幼児（以下「利用申し込み乳幼児」という。）については、当分の間、川口市が利用調整を行うものとする。
- 3 当園は、川口市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ、特定地域型保育の実施について委託を受けたときはこれに応じるものとする。
- 4 従業員枠利用の申し込みを行った乳児又は幼児（以下「利用申込乳幼児」という。）については、保護者および園児との面談の上、選考を行い入園を決定するものとする。
- 5 当園は、利用申込乳幼児の保護者に対し、運営規定の概要、職員の職務体制、利用者負担その他の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当園の利用開始について当該保護者の同意を得なければならないものとする。

1 0 利用終了に関する事項

- 1 当園の利用乳幼児が次の各号次の各号のいずれかに該当する場合は、特定地域型保育の提供を終了するものとする。なお、第一号の申出は、当分の間、川口市が定める様式及び方法により、川口市に届け出るものとする。
 - (1)利用乳幼児の保護者から利用の終了の申出があったとき
 - (2)川口市が保育の必要性の事由に該当しないと認めたとき
 - (3)川口市が利用の継続が困難であると認めたとき
- 2 当園の利用の終了に際しては利用乳幼児において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、利用児童に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めるものとする。

1 1 (当園の利用にあたっての留意事項)

当園の利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

(別紙1 記載)

1 2 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとする。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

1 3 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとする。

- 1 当園の施設内において調理するものとする。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

1 4 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、1年2回の定期健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとする。

1 5 利用者負担額

保育料	川口市が利用者ごとに定める額を支払うものとする
延長保育料	200円／15分 を当園に支払うものとする。
スモック・帽子代	その都度お知らせ
遠足代	実費（参加人数で除した金額）
おむつ・おしりふき	持参
集合写真代	その都度お知らせ（希望者のみ）
ウェットティッシュ	持参

1 6 利用者負担(保育料・延長料)の納入方法

利用者負担額の納入方法は口座振替とする。

振替日	毎月28日(振替日が土日祝日の場合、金融機関の翌営業日の振替とする)
保育料	当月保育料を前月の28日に引落とする。 【初回振替について】 申し込みから1か月ほど手続きにかかる為4月分の保育料を5月分の保育料と合算して引落する。 【利用者負担額の変更について】 利用者負担額に変更があった場合、翌月の振替日に差額と利用者負担額を相殺した金額を引落する。 【振替出来なかった場合について】 期日に納入されない場合、銀行振り込みによる納入とする。(振込手数料は保護者様負担とする)
延長料	月末に集計した延長料を翌月の28日に引落とする。
取扱金融機関	ほぼ全ての金融機関が指定可能。(取引不可の場合、保護者様へ連絡する。)
領収書	保護者様の預金通帳等の摘要欄に引落の内容が表示されるので、発行は省略する。(『RKS(ホイクリョウ)』と印字される。)

1 7 緊急時の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

1 8 非常災害時の対応

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「非常災害時対応マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

1 9 個人情報保護

- 1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際は、利用乳幼児の保護者の同意を得るものとする。

2 0 連携施設

名称	川口しらぎく幼稚園
施設の類型	幼稚園（預かり保育）※11時間保育
所在地	川口市芝西2-7-35
連携内容	1 当園を卒園した際の受入枠の確保（6名分） 2 保育の適切な提供に必要な相談、助言等に関する支援 3 集団保育の体験の機会の設定 4 代替保育の提供 5 園庭の開放

2 1 保育内容に関する相談・苦情

当園	窓口設置場所	ふるーる保育園川口二十三夜 事務室内
	窓口開設時間	8時30分から17時30分まで
	苦情受付担当者	渡辺晴香
	苦情解決責任者	力石千晶
	受付方法	面談、電話：048-487-7667 メール：fleur_nijusanya@aveniale.jp
川口市	担当課	子ども部保育運営課
	所在地	川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階
	受付時間	8時30分から17時15分まで
	受付方法	電話：048-258-1110（代表番号） メール：083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp

